

投票所入場券はがきが変わります

変更内容

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、全国で投票所入場券の様式の標準化が進められています。
上島町では、今回の愛媛県知事選挙から、投票所入場券をこれまでの「両面はがき」から「圧着はがき」に変更します。
投票の際は、これまでと同様にご自身の投票所入場券をお持ちのうえ、投票所へお越しください。
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- ※投票方法に変更はありません。
- ※投票所入場券を紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿との照合後に投票できますので投票所の係員へお申し出ください。
- ※圧着はがきは、はがきの案内に沿って開封してください。
- ※投票所入場券の裏面には、期日前投票で使用する「宣誓書」が印刷されています。
- あらかじめご記入のうえ、お持ちいただくと、期日前投票所での受付がスムーズになります。

イメージ図

(表面)

(裏面)

愛媛県知事選挙

投票日

11/15日



告示日10/29(木) 期日前投票10/30(金)～11/14(土)

町内どの投票所でも投票できます

期日前投票所

地区	開設場所	開設時間
弓削	弓削総合支所	8時30分～20時
岩城	岩城総合支所	8時30分～20時
生名	生名総合支所	8時30分～20時
魚島	魚島総合支所 ※11/10(火)は 高井神公民館	8時30分～17時 ※高井神公民館は 10時～16時

移動期日前投票所

11/11(水)に弓削商船高等専門学校白砂寮、愛媛県立弓削高校及び高齢者福祉施設(潮騒、ふくふくの会、さくらや)で移動期日前投票所を開設します。

当日投票所

地区	投票区	開設場所	開設時間
弓削	第1	弓削保健センター	7時～20時
	第2	弓削総合支所	7時～20時
	第3	弓削開発総合センター	7時～20時
岩城	第4	岩城総合支所	7時～20時
	第5	岩城北集会所	7時～20時
生名	第6	生名総合支所	7時～20時
	第7	生名保健センター	7時～20時
魚島	第8	魚島総合支所	7時～17時

投票できる方

- 次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている方
- 年齢要件 平成20年11月16日以前に生まれた方
- 住所要件 令和8年7月28日以前に転入の届出等をして、引き続き3か月以上、上島町内に住所を有する方

不在者投票

選挙期間中に仕事や旅行などで遠隔地に滞在している場合や、病院や老人ホームなどに入院または入所しているために投票所に行けない場合に、滞在地の市区町村の選挙管理委員会や、入院先の病院や老人ホームなどで不在者投票ができます。
投票用紙等の請求手続き等には日数がかかります。お早目に上島町選挙管理委員会へお問い合わせください。
また、病院への入院や老人ホームへの入所の場合は、自分の意思でお早目に施設職員に申し出てください。

お問い合わせ：上島町選挙管理委員会 ☎0897-77-2504